年　　月　　日

保護者各位

●●小学校長　●● ●●

**●月●日以降の●●●感染症への対応について**

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、●●●感染症につきまして、●●●●年●月●日より、感染症法上の位置付けが「5類感染症」に変更されるのに伴い、学校保健安全法施行規則の一部改正、学校における衛生管理マニュアルの改訂などがあります。これらをふまえ、本校では下記の通り、●●●感染症の拡大防止対策をしながら教育活動を進めます。保護者の皆さまのご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

|  |
| --- |
| 学校教育活動における基本の感染症対策について |

**1.　マスク着用について**

マスクの着用については、個人（ご家庭）の判断に任せる。ただし、状況によってはマスク着用をお願いする場合もあり。

**2.** **個人の感染防止対策について**

こまめな手洗い、うがい、咳エチケットは引き続き実施する。

**3.** **児童の健康チェックについて**

「健康チェックカード」の提出は中止するが、熱、咳、喉の痛みといった症状がある場合は無理に登校せず、家庭で療養する。

**4.** **校内における感染防止対策について**

教育活動中はこまめな換気を実施する。児童同士の距離の間隔については制限しないが、状況に応じて間隔をあけるように指導する場合がある。

|  |
| --- |
| 出席停止措置について |

**1.　 児童が●●●感染症に感染した場合**

児童が●●●感染症に罹患した場合、発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを出席停止期間とする。（6月1日に発症した場合、6月6日朝に軽快となっていれば6月7日に登校可能）なお、出席停止が解除されても、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨する。

**2.　 児童が●●●感染症の濃厚接触者となった場合**

●●●感染症の濃厚接触者の特定は行われなくなるため、直ちに出席停止の対象とはならない。

以上